

各種検討事項への対応案について

令和6年9月3日

物流・自動車局旅客課

➤ 経緯

現状の課題

乗務前及び乗務後の点呼点検時間について、現行の「合計2時間」は妥当ではないのではないかとの声がある。



← 前回WGにおいて「90分」への見直しを提案

前回WGにおける委員からのご意見

- 作業時間が極端に短い事業者がいることから、安全意識の低い事業者が調査対象として含まれているのではないか。安全意識の高い事業者は90分以上かかっている。
- 個々の作業項目にどのくらい時間がかかっているか、詳細な調査が必要ではないか。
- 運行の態様によってかかる時間も異なるのではないか。
- 乗務後の車両の清掃は法令で定められている作業ではないが、次の乗客を迎えるために必要な作業であり、その時間も点呼点検時間に含めるべきではないか。

➤ 再調査方法

- 調査対象事業者は安全性評価認定を受けている者に限る
- 観光輸送（①）と学校・企業等の送迎（②）の場合に分けて、乗務前及び乗務後の各業務について、それぞれの項目で行っている当該作業にかかる所要時間を一分単位で回答
 - ①観光輸送 = 旅行会社等からの依頼により旅客を観光地へ輸送する運行（募集型企画旅行や団体旅行等が該当）であって、運行の都度旅客自動車運送事業運輸規則第28条に基づく経路の調査が必要になる運行
 - ②学校・企業等の送迎 = 学生の登下校時や従業員の通勤時における送迎等（短い距離の運行）であって、長期間にわたり反復継続的に行われる運行
- 調査項目は、バス事業者が乗務前・乗務後に実際に行っている作業（法令で定められている作業以外も含む）とする

論点及び結論

1. 運行形態による差異について

→「観光輸送」と「学校・企業等の送迎」において所要時間に大きな差異はないことから、運送形態によって点呼点検時間に差を設ける必要はないと考えられる。⇒ **「観光輸送」における作業時間を点呼点検時間の対象時間とする**

	観光輸送 (分)	学校・企業等の送迎 (分)
乗務前の業務に係る所要時間 (合計)	61.2	54.2
乗務後の業務に係る所要時間 (合計)	115.9	104.0
乗務前・乗務後の業務に係る所要時間 (合計)	177.1	158.2

2. 点呼点検時間に含めるべき作業項目について

→「安全な運行のために必要か」、「乗客に転嫁することが妥当か」の二つの観点から対象とする作業項目を選定することが妥当であると考えられる。⇒ **二つの観点のいずれかに該当する場合は点呼点検時間の対象とする**

点呼点検時間の見直し案

調査結果を踏まえた点呼点検時間の所要時間は以下のとおり

作業項目	乗務前の業務	乗務後の業務	合計
所要時間 (観光輸送)	57.5分	64.3分	121.8分 (約2時間)

点呼点検時間は現行どおり **2時間**とする。

1.乗務前の業務の平均所要時間

回答者：599者

①事前準備	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア 体温・血圧などのバイタルチェック	1.9	2.2	○	○
イ 私服から乗務服への着替え	1.2	1.3	×	×
ウ 道路状況の確認	4.0	3.7	○	○
エ 複数台での運行の際のルート確認・打合せ	4.7	3.3	○	○
オ 積み込み等持参品の確認・積み込み作業	4.0	2.4	×	○
カ 出発前の外窓拭き	7.5	6.6	○	○
キ 各座席のチェック(シートベルト含む)	3.4	3.0	○	○
ク ステッカー（フロントの窓に掲げるお客様名を記載したもの）やそれに準じたもの（複数台で運行する場合の号車番号が書かれたステッカー等）の準備	2.1	1.7	×	○
計	28.8	24.2		
対象時間の合計（観光輸送）	27.6	—		

【特記事項】

- 「乗務服への着替え」については、サービス規律の遵守等の観点から求められるものであると考えられることから、「安全」、「転嫁妥当」いずれも該当しないと判断した

回答者：599者

②日常点検	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア タイヤに係る点検（ナットの弛みの確認を含む）	3.3	3.3	○	○
イ エンジンに係る点検（オイル残量の確認を含む）	2.5	2.5	○	○
ウ ブレーキに係る点検	1.7	1.7	○	○
エ クラッチに係る点検	1.4	1.4	○	○
オ 灯火装置・方向指示器に係る点検	1.7	1.8	○	○
カ バッテリーやエアタンクに係る点検	2.0	2.0	○	○
キ その他車体外装に係る点検（ライトやミラー、ワイパーの確認を含む）	2.1	2.1	○	○
ク お客様へのご案内や車内サービスのための車両装備品（マイク、DVD等）の点検	1.9	1.4	○	○
ケ 運転席の計器類の点検	1.5	1.5	○	○
計	18.1	17.7		
対象時間の合計（観光輸送）	18.1	—		

【特記事項】

- 現状においても日常点検は、安全を確保するために必要な作業として点呼点検時間の対象となっており、安全な運行が利用者利便にも資することから、「安全」、「転嫁妥当」いずれにも該当するものと判断した

回答者：599者

③点呼	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア 酒気帯びの有無の確認	1.1	1.1	○	○
イ 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認	1.1	1.0	○	○
ウ 運行の開始及び終了の地点及び日時、運行の経路及び主な経由地における発車及び到着の日時、旅客が乗車する区間の指示	1.7	1.3	○	○
エ 運行に際して注意を要する箇所の位置の指示	1.4	1.2	○	○
オ 乗務員の休憩地点及び休憩時間の指示（休憩がある場合）	1.1	0.9	○	○
カ 乗務員の交替地点の指示（交替運転者が必要な運行の場合）	1.0	0.7	○	○
キ 宿泊施設の名称及び位置の指示（宿泊を伴う運行の場合）	1.1	0.7	○	○
ク 運送契約の相手方の情報の教示	0.9	0.7	○	○
ケ その他運行の安全を確保するために必要な事項の指示	1.2	1.2	○	○
コ 運転免許証、ETC、立替金、社用携帯等携行品の確認	1.2	1.1	○	○
計	11.8	9.9		
対象時間の合計（観光輸送）	11.8	—		

【特記事項】

- 現状においても点呼は、安全を確保するために必要な作業として点呼点検時間の対象となっており、安全な運行が利用者利便にも資することから、「安全」、「転嫁妥当」いずれにも該当するものと判断した

④その他	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア ①、②、③を行うための場所への移動に係る時間	2.5	2.4	△	×

【特記事項】

- 移動に係る時間は、これがないと各作業が成り立たないものではあるが、各作業場所間の移動時間は事業者によって異なることから、「転嫁妥当」については該当しないものと判断した

2.乗務後の業務の平均所要時間

回答者：599者

①帰庫後の確認	観光輸送（分）	学校・企業等の送（分）	安全	転嫁妥当
ア 燃料の給油（※回送運行中に行う場合は含まない）や尿素水の補給	5.6	5.2	○	○
イ 運転日報の作成	3.8	3.7	○	○
ウ 終了点検（室内、ボディの傷、タイヤなど）	5.9	5.7	○	○
計	15.3	14.6		
対象時間の合計（観光輸送）	15.3	—		

【特記事項】

- 上記ア～ウは、いずれも次の運行の安全に資するものではあるが、利用者が利用する前の運行後に同様の作業が行われており、利用者はその便益を享受していると言えることから、「安全」、「転嫁妥当」いずれも該当するものと判断した

②点呼	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア 酒気帯びの有無の確認	1.1	1.1	○	○
イ 事業用自動車、道路及び運行の状況についての報告	1.5	1.4	○	○
ウ 交替運転者に対する自動車、道路及び運行の状況等についての通告についての報告（交替運転者が必要な運行の場合）	1.1	0.9	○	○
エ 連続運転時間・ハンドル時間・拘束時間・最高速度・急ブレーキの有無等の遵守事項の確認（運行記録計の確認）	1.8	1.7	○	○
オ 運行行程に変更があった場合の、運行指示書への変更事項の記載確認	1.6	1.4	○	○
カ ETCカード、燃料カード、モバイルアルコール検知器等の確認、受け渡し	1.1	1.0	×	○
計	8.2	7.5		
対象時間の合計（観光輸送）	8.2	—		

【特記事項】

- 現状においても点呼は、安全を確保するために必要な作業として点呼点検時間の対象となっており、安全な運行が利用者利便にも資することから、「安全」、「転嫁妥当」いずれにも該当するものと判断した

回答者：599者

③車内清掃	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア シート掃き	4.1	3.9	×	○
イ テーブル（ドリンクフォルダ含む）拭き	3.0	2.1	×	○
ウ 手すり拭き	2.4	2.3	×	○
エ 床の清掃（掃き掃除、モップ掛け等）	6.3	5.7	×	○
オ 上部網棚拭き	2.3	2.0	×	○
カ 窓拭き	6.1	5.7	×	○
キ シートベルトの確認	2.8	2.7	○	○
ク 遺失物の確認	2.0	2.0	×	○
ケ ごみの回収（分別含む）	4.0	2.7	×	○
コ その他、感染症予防のための追加清掃等	2.7	2.6	×	○
サ 備品（紙コップ、エチケット袋、アルコール消毒液など）の補充	2.7	1.9	×	○
シ トイレ清掃（トイレ付車両の場合）	0.7	0.3	×	○
ス トイレ汚水の処理（トイレ付車両の場合）	0.7	0.3	×	○
セ 車いす対応席の装備（固定装置等）の確認（リフト付き車両の場合）	1.0	0.7	○	○
計	40.8	34.9		
対象時間の合計（観光輸送）	40.8	—		

【特記事項】

- 上記作業は、利用後の原状回復として行われるものであり、利用者が利用する前の運行後に同様の作業が行われていることから、利用者はその便益を享受していると言える。よって、「転嫁妥当」に該当するものと判断した。なお、「キ」及び「セ」については、「安全」にも該当するものと判断した

回答者：599者

④車外清掃	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア 洗車（洗車機または手洗い）	16.4	14.9	×	×
イ 水切り	6.9	6.3	×	×
ウ 拭き上げ（※車体外装に係る破損の有無等についての点検を含む）	9.5	9.0	×	×
エ ホイールの掃除	6.8	6.2	×	×
計	39.6	36.4		

特記事項

- 「④車外清掃」については、以下の理由により、「安全」、「転嫁妥当」に該当しないものと判断した。
 - 車外清掃の実施の有無や実施の程度が安全性に大きな影響を与えることはないと考えられること
 - 車外の汚損の程度は、運行時の天候や道路状況等の外的要因に左右されると考えられ、車内設備とは異なり、利用者の行動によって影響を受けるものではないと考えられること

⑤その他	観光輸送（分）	学校・企業等の送迎（分）	安全	転嫁妥当
ア 乗務服から私服への着替え	1.2	1.2	×	×
イ 翌日の運行に関する行程・出勤時間等の確認や、先のシフトの確認	3.9	3.2	×	×
ウ 教育担当ドライバーや先輩ドライバーから経験の浅いドライバーへの指導、アドバイス	4.1	3.5	△	×
エ 各項目（①～③）を行うための移動に係る時間	2.8	2.7	△	×
計	12.0	10.6		

特記事項

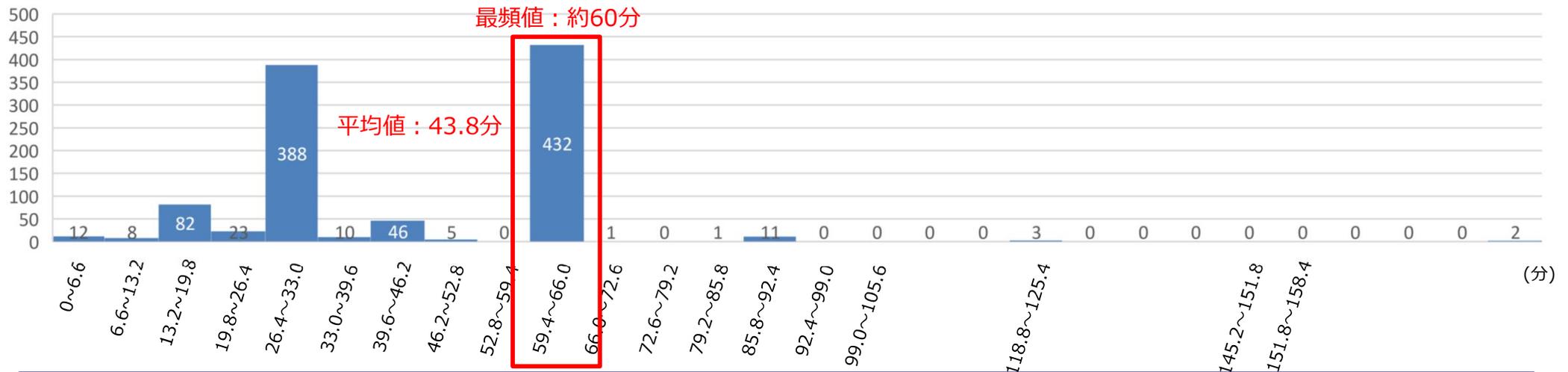
- 「乗務後」の「⑤その他」における「ウ 教育担当ドライバーや先輩ドライバーから経験の浅いドライバーへの指導、アドバイス」については、安全な運行のために必要であると考えられるが、社内研修の一環と捉えられるため、「転嫁妥当」に該当しないものと判断した
- 移動に係る時間は、これがないと各作業が成り立たないものではあるが、各作業場所間の移動時間は事業者によって異なることから、「転嫁妥当」は該当しないものと判断した

【現状の課題】

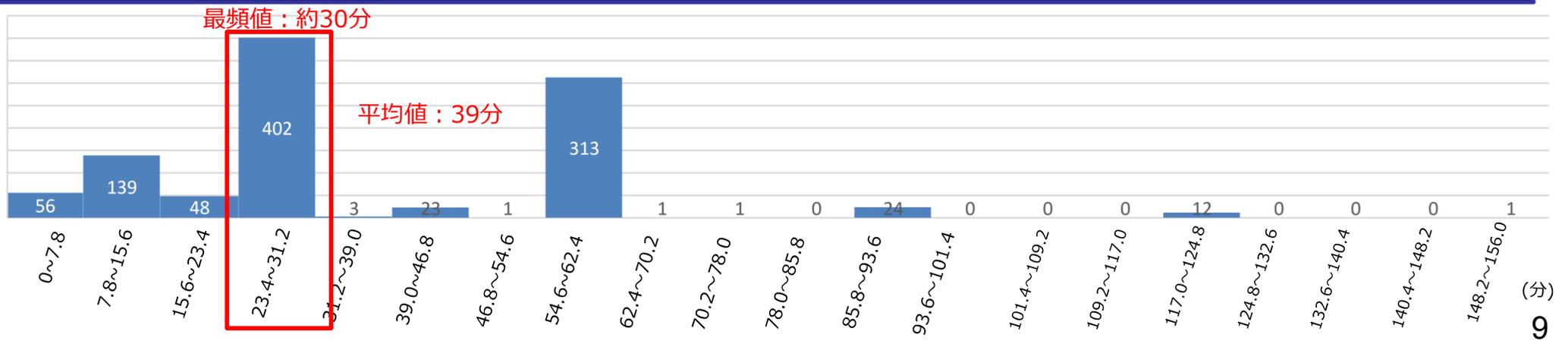
乗務前及び乗務後の点呼点検時間について、現行の「合計2時間」は妥当ではないのではないかとの声がある。

＜点呼点検時間調査結果＞ ※1,034者からの回答

1. 乗務前の点呼・点検時間時間（運転者が出勤※してから出庫するまでの時間）



2. 乗務後の点呼時間（運転者が帰庫してから退勤※するまでの時間）



【対応案】

- 乗務前の点呼点検時間については、約60分かかっている事業者が多いため、現状の1時間を維持する。
- 乗務後の点呼点検時間については、約30分と回答している事業者が多い。これは出庫前の点呼点検に比べて、乗務後の点呼点検において法定で実施する事項が少ないためであると考えられる。よって、乗務後の点呼点検時間は30分とする。
- なお、乗務前、乗務後の平均時間の合計を採用したとしても約90分となり、結果として上記と同様の結果となる。

【参考】乗務後点呼に含まれていない作業で運転者が行っている作業、所要時間

主な作業としては、洗車・車内清掃等サービス水準の維持・確保のための作業を実施しているという回答が約85%にのぼる。

